

「労働法」の基本と活用法 目次

NO.1 「労働法」の基本

- (1)法の基本構造（そもそも『法』はどのような仕組みになっているのか）
 - 1. 法の全体構造
 - 2. 法律の分類
 - 3. 条文の読み方（法律、政令、省令に共通）
 - 4. 法律用語の注意点
- (2)「労働法」の学び方
- (3)「労働基準法」

NO.2 労働基準法・総則

- 1.労働条件の原則（法1条）
- 2.労働条件の決定（法2条）
 - 労働組合法（法1条、法5条、法7条）
 - 労働協約⇒労働組合法（法14条～18条）
- 3.均等待遇（法3条）
 - 男女雇用機会均等法（法1条～10条）
- 4.男女同一賃金の原則（法4条）
- 5.強制労働の禁止（法5条）

NO.3 労働基準法・総則

- 1.中間搾取の排除（法6条）
 - 職業安定法
 - 労働者派遣法

NO.4 労働基準法・総則

- 1.公民権行使の保護（法7条）
- 2.適用事業等
- 3.提供除外（法116条）
- 4.労働者（法9条）
- 5.使用者（法10条）

NO.5 労働基準法・賃金と平均賃金

- 1.賃金（法11条）
 - (1)賃金とならないもの
 - (2)実物給与

(3)上記以外の賃金に関する行政解釈

2.平均賃金（法 18 条）

- ①平均賃金
- ②平均賃金の算定から控除するもの
- ③最低保障額（法 12 条 1 項但書）
- ④日雇労働者の平均賃金（昭 38 労働省告示 52 号）

3.賃金の支払い（法 24 条）

- ①通貨払いの原則
- ②直接払いの原則
- ③全額払いの原則
- ④毎月 1 回以上払いの原則
- ⑤一定期日払いの原則

4.非常時払（法 25 条、則 9 条）

NO.6 労働基準法・賃金と平均賃金

1.休業手当（法 26 条）

2.出来高払制の保障給（法 27 条）

3.最低賃金（法 28 条）

最低賃金法

労働基準法・労働契約

1.労働契約の内容（法 13 条）

2.労働契約の契約期間等（法 14 条）

- ①労働契約の契約期間（法 14 条 1 項）
- ②有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準と助言・指導（法 14 条 2 項・3 項）

NO.7 労働基準法・労働契約

3.「労働条件の明示（法 15 条）

- (1)絶対的明示時効（必ず明示しなければいけない事項）
- (2)相対的明示事項（定めをする場合には、明示しなければならない事項）
- (3)書面の交付による明示が義務付けられているもの

パートタイム労働法

- (4)明示条件と事実が相違する場合（法 15 条 2 項・3 項）

4.「賠償予定の禁止」（法 16 条）

5.前借金相殺の禁止（法 17 条）

6.強制預金（法 18 条）

NO.8 労働基準法・労働契約

7.解雇

- (1)解雇制限（法 19 条）
- (2)解雇予告（法 20 条）
- (3)解雇予告の適用除外（法 21 条）

8.退職時等の証明（法 22 条）

9.金品の返還（法 23 条）

NO.9 労働基準法・労働時間

1.労働時間

- (1)労働時間とは
- (2)法定労働時間の原則（法 32 条）
- (3)法定労働時間の特例（法 40 条、則 25 条の 2）

2.1か月単位の変形労働時間制（法 32 条の 2）

3.フレックスタイム制（法 32 条の 3）

労基法 40 条 労働時間の特例

4.1年単位の変形労働時間制（法 32 条の 2）

5.1週間単位の非定形的変形労働時間制（32 条の 5）

NO.10 労働基準法・労働時間

6.非常災害（法 33 条）

7.休憩（法 34 条）

8.休日（法 35 条）

9.時間外及び休日の労働（法 36 条）

NO.11 労働基準法・労働時間

9.時間外及び休日の労働（法 36 条）

10.時間外、休日及び深夜の割増賃金（法 37 条）

11.労働時間の計算（法 38 条）

12.みなし労働時間制

- (1)事業場外労働（法 38 条の 2）

NO.12 労働基準法・労働時間

12.みなし労働時間制

- (2)専門業務型裁量労働制（法 38 条の 3）
- (3)企画業務型裁量労働制（法 38 条の 4）
- (4)現在推し進められている労働基準法改正案

NO.13 労働基準法・労働時間

13.年次有給休暇（法 39 条）

- (1)継続勤務
- (2)基準日
- (3)出勤率
- (4)具体的な付与日数
- (5)比例付与（法 39 条 3 項、則 24 条の 3）
- (6)時間単位年休（法 39 条 4 項）
- (7)時期的指定権と時期変更権（法 39 条 5 項）
- (8)目的を特定する必要があるのか
- (9)買上げは可能か
- (10)法定を超える年次有給休暇

NO.14 労働基準法・労働時間

13.年次有給休暇（法 39 条）

- (11)年次有給休暇の期間または時間の賃金（法 39 条 7 項、則 25 条 2 項・3 項）
- (12)計画的付与（法 39 条 6 項）
- (13)年次有給休暇の時効
- (14)法 41 条該当者と年次有給休暇
- (15)不利益取扱い

14.労働時間の特例（法 41 条 則 25 条の 2）

15.労働時間等に関する規定の適用の除外（法 41 条）

年少者

- 1.最低年齢（法 56 条 年少則 1 条）
- 2.年少者の証明（法 57 条）
- 3.未成年者の労働契約（法 58 条）
- 4.年少者の賃金（法 59 条）
- 5.年少者の労働時間及び休日（法 60 条）
- 6.年少者の深夜業（法 61 条）

NO.15 年少者

7.年少者と危険・有害業務（法 62 条）、校内労働の禁止（法 63 条）

8.年少者と帰郷旅費（法 64 条）

妊娠婦等

- 1.校内業務の就業制限（法 64 条の 2）
- 2.危険有害業務の就業制限（法 64 条の 3）
- 3.産前産後（法 65 条）
- 4.妊娠婦の労働時間（法 66 条）

5.育児時間（法 67 条）

6.生理日の就業が著しく困難な女性に対する処置（法 68 条）

NO.16 女性、育児・介護休業

1.雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等にかんする法律）

- (1)目的（法 1 条）
- (2)基本的理念（法 2 条）
- (3)性別を理由とする差別の禁止（法 5 条、6 条）
- (4)性別以外の理由を要件とする措置（法 7 条）
- (5)女性労働者についての措置に関する特例（法 8 条）
- (6)不利益取扱いの禁止等（法 9 条）
- (7)セクシュアルハラスメントの防止措置（法 11 条）
- (8)妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置（法 12 条）
- (9)苦情の自主解決（法 15 条）
- (10)紛争の解決の援助（法 17 条）

NO.17 育児・介護休業法

1.育児休業、介護休業等（育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

- (1)目的（法 1 条）
- (2)育児休業（法 5 条 1 項）
- (3)介護休業（法 11 条 1 項）
- (4)育児休業・介護休業の申し出拒否（法 6 条、12 条）
- (5)育児休業・介護休業の再取得
 - ①育児休業の取得（法 5 条 2 項）
 - ②介護休業の再取得（法 11 条 2 項）
- (6)育児休業・介護休業期間（法 9 条、15 条）
- (7)子の看護休暇（法 16 条の 2）
- (8)不利益取扱いの禁止（法 10 条、16 条、16 条の 4）
- (9)介護休暇（法 16 条の 5）
- (10)調停等

NO.18 育児・介護休業法

①「育児・介護休業法」と「雇用保険法」との関係

②「介護休業法」なぜ 93 日が限度なのか？

労働基準法「技能者の養成及び災害補償」

1.技能者の養成

- (1)徒弟の弊害排除（法 69 条）

(2)職業訓練に関する特例（法 70 条、71 条）

2.災害補償

- (1)災害補償の種類（法 75 条～80 条）
- (2)打切補償（法 81 条）
- (3)分割補償（法 82 条）
- (4)補償を受ける権利（法 83 条）
- (5)他の法律との関係（法 84 条）
- (6)審査及び仲裁（法 85 条、86 条）
- (7)請負事業に関する例外（法 87 条）

労働者災害補償保険法

1.労災保険の目的及び運用

- (1)労災保険法とは何か
- (2)労災保険の目的（法 1 条）
- (3)事務所の所轄（法 2 条）
- (4)命令の制定（法 5 条）
- (5)適用事業
 - ①適用事業（法 3 条 1 項）
 - ②適用除外（法 3 条 2 項）

NO.19 労働者災害補償保険法

(6)適用労働者

2.業務災害及び通勤災害

- (1)保険関係の種類
- (2)業務災害
 - ①業務災害の定義（法 7 条 1 項 1 号）
 - ②業務災害認定
 - ③業務上の疾病
- (3)通勤災害
 - ①通勤災害の定義（法 7 条 1 項 2 号）
 - ②通勤災害の認定
 - ③通勤の定義（法 7 条 2 項）
 - ④逸脱・中断（法 7 条 3 項）

NO.20 労働者災害保険法

住居と通勤経路との協会は？

- 1.アパートの階段での転倒
- 2.戸建ての家の玄関先石段で転倒
- 3.夫の介護のため病院から出勤する途中

4.業務災害に関する保険給付

- (1)業務災害に関する保険給付の体系
- (2)療養保証給付の種類（法 13 条）
- (3)休業補償給付（法 14 条）

NO.21 労働者災害補償保険法

4.業務災害に関する保険給付

- (4)傷病補償年金（法 18 条～19 条）
- (5)傷害補償給付の種類（法 15 条）
- (6)介護補償給付（法 12 条の 8 第 4 項、19 条の 2）
- (7)遺族補償給付
 - ①遺族報償給付の種類（法 16 条）
 - ②遺族補償年金（法 16 条の 2～16 条の 5）

NO.22 労働者災害補償保険法

4.業務災害に関する保険給付

- (7)遺族補償給付
 - ②遺族補償年金（法 16 条の 2～16 条の 5）
 - i 受給資格者（遺族補償年金を受け取ることができる遺族）
 - ii 受給権者（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族）
 - iii 遺族補償年金の額（法 16 条の 3 第 1 項）
 - iv 遺族補償年金の額の改定（法 16 条の 3 第 3 項、第 4 項）
 - v 遺族補償年金の消滅（法 16 条の 4）
 - vi 遺族補償年金の支給停止（法 16 条の 5 第 1 項、2 項）
 - vii 遺族補償一時金（法 16 条の 6～16 条の 8）
 - viii 受給資格の欠格（法 16 条の 9）
 - ix 葬祭料（法 17 条）

NO.23 労働者災害補償保険法

4.業務災害に関する保険給付

- (7)遺族補償給付
 - iii 遺族補償年金の額（法 16 条の 3 第 1 項）

通勤災害に関する保険給付

- i 業務災害に関する保険給付との相違点
- ii 一部負担金（法 31 条 2 項、則 44 条の 2）

二次健康診断等給付

労働安全衛生法第 66 条・健康診断

- i 二次健康診断等給付の支給要件（法 26 条 1 項）

- ii 二次健康診断等給付の範囲（法 26 条 2 項、3 項）
- iii 二次健康診断等給付に関する手続等
 - 1.事務の所轄（則 1 条）
 - 2.給付の製きゅ（則 18 条の 19）
 - 3.事後処理（法 27 条）
- iv 二次健康診断等給付に係る重要通達
 - 1.支給制限（法 12 条の 2 の 2、平 13.3.30 基発 233 号）
 - 2.費用徴収（平 13.3.30 基発 233 号）
 - 3.第三者災害（法 12 条の 4、平 13.3.30 基発 233 号）
 - 4.時効（法 42 条、平 13.3.30 基発 233 号）

NO.24 労働者災害補償保険法

労災法の「指導医」とは

社会復帰促進等事業

- 1.社会復帰促進等事業（29 条） 法改正（H19.4.23 施行）
- 2.特別支給金
 - (1)一般の特別支給金
 - (2)ボーナス特別支給金
 - (3)特別支給金と保険給付の相違点
 - (4)不服申し立て、時効等

NO.25 労働基準法

就業規則（法 89 条）

- 1.就業規則作成および届け出の義務
- 2.就業規則の記載事項
- 3.就業規則の周知（法 106 条）
- 4.就業規則の作成（法 90 条）
- 5.制裁規定の制限（法 91 条）
- 6.法令及び労働協約との関係（法 92 条）
- 7.労働契約との関係（法 93 条）

NO.26 労働基準法

寄宿舎及び監督機関

- 1.寄宿舎
 - (1)寄宿生活の自治（法 94 条）
 - (2)寄宿舎生活の秩序（法 95 条）
 - (3)寄宿舎の設備及び安全衛生（法 96 条）
 - (4)寄宿舎に関する行政措置（法 96 条の 2、96 条の 3）

2.監督機関

- (1)監督機関の職員等（法 97 条）
- (2)労働基準監督官の権限（法 101 条、102 条）
- (3)監督機関に対する申告（法 104 条）
- (4)報告等（法 104 条の絵 2）

雑則

- 1.法令等の周知義務（法 106 条）

NO.27 労働基準法

寄宿舎及び監督機関

「外国人技能実習生」の扱いは？

雑則

- 2.労働者名簿（法 107 条）
- 3.賃金台帳（法 108 条）
- 4.記録の保存（法 109 条）
- 5.無料証明（法 111 条）
- 6.付加金の支払い（法 114 条）
- 7.時効（法 115 条）
- 8.両罰規定（法 121 条）